利子割・配当割・株式等譲渡所得割に関するFAQ

2022年7月12日更新

番号	質問内容				
利子割	利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子化について				
1		欠番			
2	今和2年10月1日からサービフ担供とのこと	欠番 今和2年10月1日の時点では美致化はされません			
3	ですが、利子割・配当割・株式等譲渡所得割の納入申告は電子での対応が義務化されるのでしょうか。	ただし、デジタル庁の設置等をはじめ、電子化推進の機運は高まっていますので、積極的にご利用いただくことを推奨しております。 まとめ納付等便利な機能もあるので、電子での納入申告を積極的にご利用ください。			
4	市販の税務ソフトで納入申告することはでき ますか。	税務ソフトでの対応については、各税務ソフト会社様にご確認ください。			
5	eLTAX対応ソフトウェアを使わずに、自社シ ステムからeLTAXへ直接連携したい場合はど のようにすれば良いでしょうか。	接続仕様を開示しますので、以下のページの内容をご確認いただき、地方税共同機構ま でお申し込みをお願いします。 https://www.eltax.lta.go.jp/support/software/			
6	これまでは銀行窓口で支払った際に領収書を 受け取っていましたが、電子化後も受け取る ことは可能でしょうか。	領収書は発行されませんが、納入が完了したことはメール発出及びメッセージボックス へのメッセージ格納で通知されます。 また、システムの納入済のデータを参照することで、明細情報を確認することも可能で す。			
7	信託銀行等の代行サービスを利用していまし たが、今後のサービス提供はどのようになる でしょうか。	代行サービスの対応については、各提供会社様にご確認ください。			
利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子申告・電子納入に係るPCdesk操作について(準備編)					
8	eLTAXを利用して納入申告を行う準備を行い たいのですが、何から手を付けてよいかわか りません。	特設ページにスタートガイドを用意しましたので、ご活用ください。 https://www.eltax.lta.go.jp/documents/04255			
9	PCdesk(DL版)の設定を行いましたが、 「金融所得課税」のタブがメニューに表示さ れません。	令和3年9月21日以降にPCdesk(DL版)のバージョンアップが必要となります。 詳細はスタートガイドをご参照ください。 https://www.eltax.lta.go.jp/documents/04255			
10	eLTAXの利用者IDはいつから取得可能でしょ うか。	利用者IDはいつでも取得可能です。 利子割・配当割・株式等譲渡所得割をご利用いただくためには、提出先の追加等の操作 が必要です。			
11	電子納入には、どのような方法が用意されて いるでしょうか。	事前に金融機関へ「地方税ダイレクト納付口座振替依頼書」(※1)を提出していただ いたうえで、口座振替をご利用いただけます。 その他のチャネルや登録可能口座の詳細は金融機関一覧(※2)をご確認ください。 ※1 別段預金はご登録いただけません。			
		*2 https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/			
12	納入甲告時の画面入力レイアウトはどのよう なものになるでしょうか。	特設ページに画面入力レイアウトを用意しましたので、ご確認ください。 https://www.eltax.lta.go.jp/news/02935			
13	CSVレイアウトはどのようなものになるで しょうか。	特設ページにCSVレイアウト及びCSVサンプルファイルを用意しましたので、ご確認 ください。 https://www.eltax.lta.go.jp/news/02935			
14	納入申告先が多数のため、画面入力では負担 が大きいのですが、負担を軽減する方法はあ るでしょうか。	CSVファイルを事前に作成いただき、PCdesk(DL版)へ取り込むことで、まとめて 申告データを作成することができます。 詳細は特設ページをご参照ください。 https://www.eltax.lta.go.jp/news/02935			

利子割・配当割・株式等譲渡所得割に関するFAQ

2022年7月12日更新

番号	1000年1月1日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日			
15	利子割について、現在、支店ごとに申告納入 していますが、eLTAXでは、1つの利用者ID を使って、複数の支店の納入申告をすること になるのでしょうか。	eLTAXでは1法人につき、1つの利用者IDを取得することを原則としておりますが、 利子割でやむを得ず、支店・事業所ごとの納入申告を行う場合は、支店・事業所単位で の利用者IDを取得していただく必要があります。		
利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子申告・電子納入に係るPCdesk操作について(通常操作編)				
16	支払額は何桁まで入力可能でしょうか。	14桁まで入力可能です。 超過する場合は複数の申告データにてご対応いただく想定ですが、具体的な対応につい ては、提出先の地方団体へご確認ください。		
17	税額は何桁まで入力可能でしょうか。	11桁まで入力可能です。 超過する場合は複数の申告データにてご対応いただく想定ですが、具体的な対応につい ては、提出先の地方団体へご確認ください。		
18	申告データへの署名は必須でしょうか。	データの改ざん防止等の観点から申告データへの署名は必須となります。		
19	送信した申告データを出力することはできる でしょうか。	申告データ送信後にダウンロードいただくことが可能です。 また、印刷機能も用意しておりますので、紙媒体で出力いただくことも可能です。		
20	電子申告と電子納入は別の日に実施しても良 いでしょうか。	別の日に電子納入を実施することは可能です。 ただし、期限後に納入した場合は、延滞金が課される可能性がありますのでご留意くだ さい。 なお、申告データの送信から120日経過後に納入できなくなりますので、必ず納期限ま でに納入を行ってください。		
21	eLTAXから納付結果通知が届きました。 これで手続が完了したということでしょう か。	ご認識のとおり、地方団体への納入が完了したことを示す通知となります。 地方団体へ実際に入金されるまでは数日かかりますが、通知を受領した日が納付日とし て扱われます。		
22	遡及して納入申告することは可能でしょう か。	時効前であれば、遡及して納入申告を実施いただくことが可能です。		
23	更正の請求に関する手続も可能でしょうか。	更正の請求に関する手続は今回の電子化の対象外となっておりますので、提出先の地方 団体にご確認ください。		
24	支払額・税額にマイナス値は入力可能でしょうか。	マイナス値の入力は可能ですが、支払額・税額ともに、それぞれの合計がO円以上であ る必要があります。 また、地方団体によってはマイナス値の入力を許容しない場合があるため、PCdesk (DL版)では計算チェックエラーとなります。(そのまま送信することは可能で す。) マイナス値を入力する際は、提出先の地方団体へ取り扱いをご確認ください。		
25	ー度送信してしまった申告データを取り消す ことはできますか。	送信を取り消すことはできません。 提出先の地方団体にご相談ください。		
26	申告データ作成時に延滞金の入力ができない ようになっていますが、延滞金・加算金を納 入することは可能でしょうか。	可能です。 納税メニューの「電子申告連動」で該当の申告データを選択いただき、新たに延滞金・ 加算金を入力した納付情報発行を実施してください。 なお、納税メニューの「みなし・見込納付、更正・決定」の画面下部にある「金融所得 課税における延滞金・加算金納付」からも同様に操作いただくことが可能です。		
27	利子割において、支店ごとに申告納入する場合に本店の社員が本店の利用者IDを使用して支店ごとの特別徴収義務者番号で申告納入しても良いでしょうか。	利子割の申告納入について、支店・事業所ごとではなく、本店が一括して申告納入を行う場合は、都道府県へ届出が必要となります。 1つの利用者IDで複数の特別徴収義務者番号により申告納入を行うことはしないでくだ さい。		

利子割・配当割・株式等譲渡所得割に関するFAQ

2022年7月12日更新

番号	質問内容	
28	利子割において、どのような場合に「営業所 等別明細書」が必要となりますか。	利子割の申告納入について、支店・事業所ごとではなく、本店が一括して申告納入する ものとして都道府県へ届出している場合に「営業所等別明細書」が必要となります。 ただ、支店・事業所での申告納入がなく、本店のみで申告納入を行う場合は「営業所等 別明細書」は不要となります。
利子割	・配当割・株式等譲渡所得割の電子申告	5・電子納入に係るPCdesk操作について(エラー等確認編)
29	eLTAXの納付結果通知に納付先が記載されて いますが、納付先多数のため、一部省略され ているようです。 全件の明細を確認することは可能でしょう か。	全件の明細を確認することが可能です。 納税メニューの「納付情報確認・納付」から該当データをご確認ください。 なお、申告データの送信後から120日間が確認可能期間となります。
30	PCdesk(DL版)で申告データを作成しよう とすると「利用届出の提出先追加を行ってく ださい」とメッセージが出ます。 どのように対応したら良いでしょうか。	申告データの提出先の事務所について、各税目ごとに追加を行う必要があります。 すでに他税目において、提出先の追加により事務所を追加しており、利子割・配当割・ 株式等譲渡所得の税目の提出先追加がされていない場合に「利用者情報確認」画面で表 示されるメッセージとなります。 同画面の左下にある「提出先変更」により利用届出の提出先追加を行ってください。 なお、利子割については、支店・事業所ごとで申告納入を行う場合は、本店だけでなく 支店・事業所ごとに利用者IDを取得して、利用届出の提出先追加を行ってください。
31	申告データを作成した結果、納入金額合計が 0円となりました。 どのように対応したら良いでしょうか。	納入金額合計が0円となった申告データを送信してください。 納入金額がありませんので、納付情報は発行されません。(申告受付完了通知をもっ て、手続完了となります。)
32	申告データの送信後、eLTAXから申告受付エ ラー通知が届きました。 どのように対応したら良いでしょうか。	該当する申告データのエラーを修正し、再度送信する必要があります。 申告受付エラーメッセージの本文にエラーの原因が記載されていますので、確認のうえ ご対応ください。
33	申告データの送信後、しばらく時間が経過し ましたが、納付情報発行結果の通知が届きま せん。 どのように対応したら良いでしょうか。	送信した申告データがすべて送信済のステータスになっていることをご確認ください。 すべて送信済になっているにもかかわらず、納付情報発行結果の通知が届かない場合 は、一般ヘルプデスクヘお問い合わせください。
34	納付情報確認画面を表示した際に注意喚起の メッセージが表示されました。	申告データ送信後にeLTAXのチェック処理でエラーとなった場合や、何らかの原因に より一部のデータが不達となった可能性がある場合に注意喚起メッセージが表示されま す。 操作中の納付情報の明細確認や申告受付完了通知・申告受付エラー通知等をご確認いた だき、納入対象をよく確認して操作を続けてください。 また、エラーとなった一部のデータについては、再度申告データの作成・送信を行って ください。
35	eLTAXのダイレクト方式送信結果通知にて、 口座引き落としのエラーが通知されました。 どのように対応したら良いでしょうか。	メッセージの本文にエラーの原因が記載されていますので、確認のうえご対応ください。 納期限日で期日指定していた場合は、期限内に納入が行えるようにご対応ください。
36	利子割において、「営業所等別明細書」を記載していましたが、2,000明細までしか入力ができません。 どのように対応したら良いでしょうか。	2,000明細を超える場合は、1明細に複数支店分を集約いただくか、複数の申告データ にてご対応いただく想定ですが、具体的な対応については、提出先の地方団体へご確認 ください。
37	利子割(懸賞金)において、利子の種類ごと に「営業所等別明細書」が必要ですが、1つし か作成することができません。 どのように対応したら良いでしょうか。	「営業所等別明細書」を複数作成する必要がある場合は、代表の1枚をeLTAXで作成いただき、残りの「営業所等別明細書」はPDF等で作成いただいたものを申告データに添付して提出してください。

2022年7月12日更新

番号	質問内容	回答欄
38	利子割(懸賞金)において、地方団体から更 正・決定通知書を受け取りましたが、利子の 種類等の記載がなく、明細を入力できませ ん。 どのように対応したら良いでしょうか。	PCdesk(DL版)を強制入力モードにしていただき、計算の内訳の合計欄に支払額や税 額を直接入力してください。 なお、利子の種類等の欄(支払額・税額)にはO円を入力してください。